

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

■ 役員報酬の決定方法について

Q 決算も終わったので、決算後 3 カ月以内に役員報酬の額を変更しようと思いますが、**正式には役員報酬についてはどのような手続きに基づいて決定すべきもの**なのでしょうか？また、決定のプロセスについてなにか書面で残しておく必要があるのでしょうか？

解説

役員報酬の決め方については会社法の 361 条で決められています。

1. 会社法上の規定

- 1) 会社法の規定では、**原則役員報酬額は定款に記載**しますが、定款に記載すれば**株主総会決議**とすることも認められています。
- 2) 大半の会社では、**株主総会に役員報酬の決定権限を移譲することを定款に記載**した上で**株主総会で役員報酬総額を決定**し、役員別の支払額は**取締役会で代表取締役に一任**するという形式をとっています。

2. 報酬に含まれる範囲

名目や支給形態、あるいは金銭であるか金銭以外の現物報酬であるかを問いません。具体的には、**取締役の報酬、賞与、退職慰労金、ストックオプション**など職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をいいます。

3. 税務調査のポイント

- 1) **定款に役員報酬の記載があるか？**
記載がない場合、次の株主総会で定款変更して、株主総会決議で決定する旨を記載しておきましょう。
- 2) 役員報酬に関する事項について決議した**株主総会議事録**や**取締役会議事録**を作成・保管しているか？
議事録の有無や記載内容を確認しましょう。
- 3) 役員報酬の総額が定款もしくは株主総会議事録に記載された**支払限度額内に収まっているか？**
収まっていない場合、限度額の増額を検討しましょう。また、あわせて監査役の限度額についても、確認しましょう。
- 4) 役員**の範囲**
会社法上の役員だけでなく、**みなし役員**や**使用人兼務役員**の**妥当性**など確認しておきましょう。
- 5) **手続きが妥当か？**
定期同額給与、事前確定届出給与など適正に処理されているか、確認しておきましょう。

第 361 条【取締役の報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）についての次に掲げる事項は、**定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。**

- 1、報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 2、報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 3、報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

要するに...

役員報酬の各人別の額は、**まず株主総会で取締役への年間報酬総額と監査役への年間報酬総額をそれぞれ別個に決議し、議事録に記載**します。その後、**取締役会においてその総額の範囲内で、各人別の支給額を決定**します。もちろん、将来の税務調査に備えて、**それぞれの議事録を作成し、保管しておくことが大切です。**